

# マイナンバーカードの円滑な取得および福祉施設等における管理について

## 【目次】

- 1. マイナンバーカードの申請・交付状況 ..... 1
- 2. マイナンバーカードの申請環境の整備 ..... 6
- 3. 郵便局を活用したマイナンバーカードの普及等 ..... 13
- 4. マイナンバーカードの取得に課題がある方への対応の徹底について ..... 17
- 5. マイナンバーカードの利活用の促進 ..... 24

令和6年5月31日(金)

総務省自治行政局 住民制度課 マイナンバー制度支援室  
課長補佐 中野 秀樹

# 1. マイナンバーカードの申請・交付状況

---

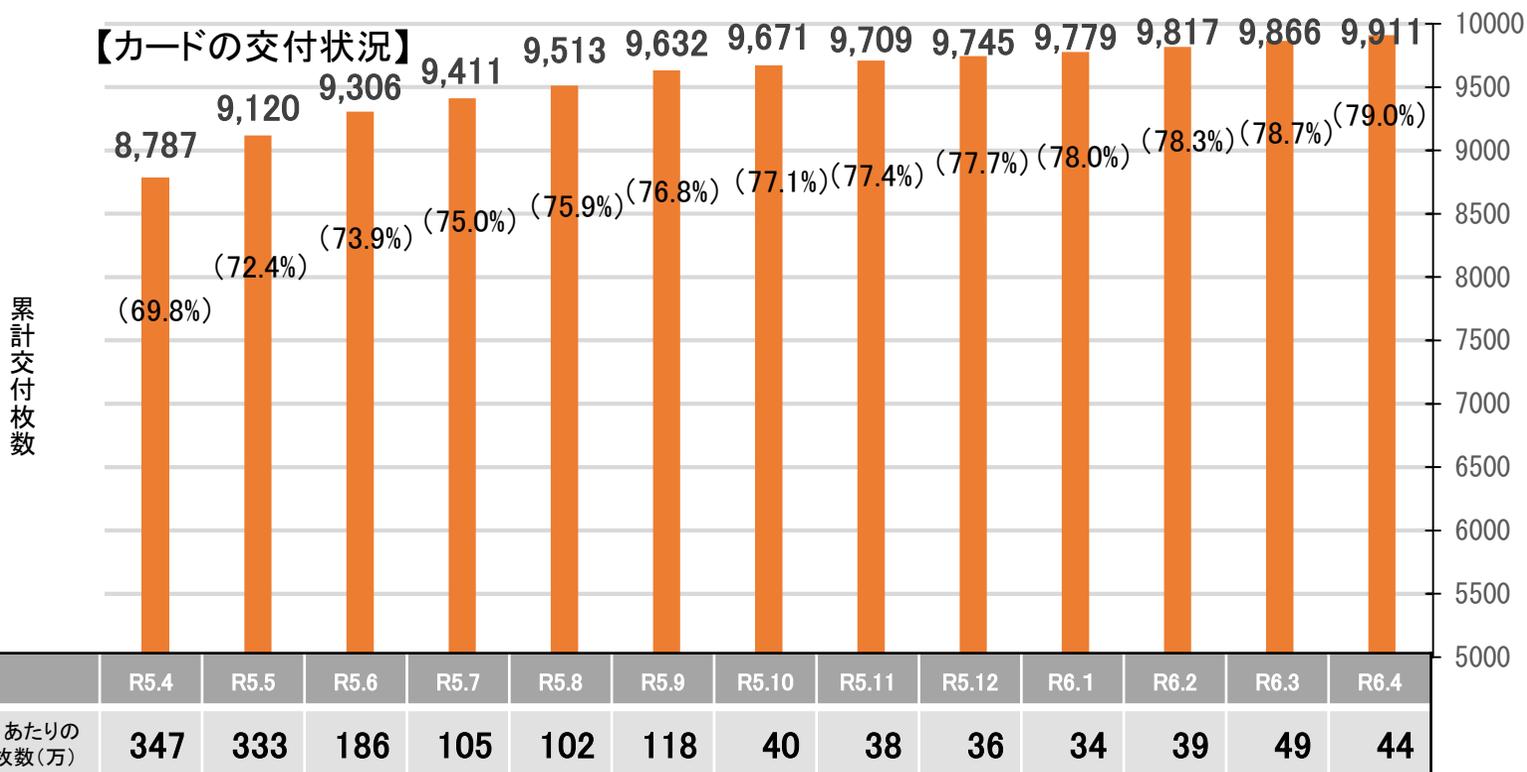
# マイナンバーカードの申請・交付状況

- 5/23時点で累計の申請件数は**10,000万**を超え、人口に対する割合が**80.5%**となった。
- また、5/23時点で累計の交付枚数は**9,900万**を超え、人口に対する割合は**79.3%**を超えたところであり、着実に交付が進んでいる。

(5月23日時点)

	累計	人口に対する割合
有効申請受付件数	100,916,153	80.5%
交付枚数	99,423,938	79.3%

※ なお、4月末時点の保有枚数は**9,238万**、人口に対する割合は**73.7%**  
 (4月末時点の累計の交付枚数は9,911万、人口に対する割合は79.0%)



# マイナンバーカードの交付・保有枚数等について（令和6年4月末時点）

## ○ 団体区分別

区分	人口(R5.1.1時点)	交付枚数(累計)	保有枚数	人口に対する保有枚数率
全国	125,416,877	99,107,126	92,378,034	73.7%
指定都市	27,473,490	21,591,267	20,192,726	73.5%
特別区・市 (指定都市を除く)	87,509,892	69,195,980	64,444,942	73.6%
町村	10,433,495	8,319,879	7,740,366	74.2%

# 【都道府県】マイナンバーカードの交付・保有状況（令和6年4月末時点）

	都道府県名	人口 (R5.1.1時点)	交付枚数(累計)	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
1	宮崎県	1,068,838	951,572	871,120	81.5%
2	鹿児島県	1,591,699	1,335,920	1,248,295	78.4%
3	佐賀県	806,877	668,889	625,781	77.6%
4	鳥取県	546,558	450,093	421,511	77.1%
5	山口県	1,326,218	1,096,595	1,020,765	77.0%
6	広島県	2,770,623	2,285,538	2,129,336	76.9%
7	岐阜県	1,982,294	1,631,681	1,522,671	76.8%
8	島根県	658,809	541,938	504,769	76.6%
9	福井県	759,777	619,480	581,825	76.6%
10	秋田県	941,021	767,599	720,383	76.6%
11	富山県	1,028,440	837,029	786,980	76.5%
12	山形県	1,042,396	849,208	797,601	76.5%
13	石川県	1,117,303	911,810	854,525	76.5%
14	愛媛県	1,327,185	1,082,873	1,013,137	76.3%
15	静岡県	3,633,773	2,970,527	2,762,014	76.0%
16	熊本県	1,737,946	1,409,920	1,319,075	75.9%
17	滋賀県	1,413,989	1,144,208	1,068,942	75.6%
18	香川県	956,787	769,589	721,771	75.4%
19	長崎県	1,306,060	1,063,383	984,506	75.4%
20	大分県	1,123,525	905,020	845,879	75.3%
21	和歌山県	924,469	740,516	695,425	75.2%
22	奈良県	1,325,385	1,068,634	993,287	74.9%
23	新潟県	2,163,908	1,708,149	1,613,797	74.6%
24	岡山県	1,865,478	1,480,955	1,388,503	74.4%

	都道府県名	人口 (R5.1.1時点)	交付枚数(累計)	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
25	兵庫県	5,459,867	4,381,087	4,060,357	74.4%
26	福島県	1,818,581	1,450,211	1,348,143	74.1%
27	青森県	1,225,497	974,237	907,617	74.1%
28	栃木県	1,929,434	1,535,175	1,428,805	74.1%
29	千葉県	6,310,075	4,972,436	4,670,434	74.0%
30	宮城県	2,257,472	1,776,478	1,669,753	74.0%
31	福岡県	5,104,921	4,006,952	3,773,076	73.9%
32	愛知県	7,512,703	5,979,519	5,546,521	73.8%
33	山梨県	812,615	640,830	597,393	73.5%
34	神奈川県	9,212,003	7,244,582	6,760,571	73.4%
35	岩手県	1,189,670	935,342	872,481	73.3%
36	群馬県	1,930,976	1,520,127	1,414,051	73.2%
37	茨城県	2,879,808	2,276,162	2,106,602	73.2%
38	三重県	1,772,427	1,395,661	1,291,071	72.8%
39	大阪府	8,784,421	6,807,541	6,339,656	72.2%
40	北海道	5,139,913	3,950,542	3,705,948	72.1%
41	長野県	2,043,798	1,565,694	1,469,144	71.9%
42	徳島県	718,879	553,199	516,674	71.9%
43	埼玉県	7,381,035	5,636,178	5,301,802	71.8%
44	東京都	13,841,665	10,780,345	9,915,268	71.6%
45	京都府	2,501,269	1,930,595	1,790,001	71.6%
46	高知県	684,964	512,580	482,401	70.4%
47	沖縄県	1,485,526	990,527	918,367	61.8%

# マイナンバーカードの交付・保有枚数等について（令和6年4月末時点）

## ○ 年齢・男女別

年齢	人口 (R5.1.1時点) (万人)			交付枚数(累計) (万枚)			保有枚数(万枚)			人口に対する保有枚数率			全体に対する保有枚数率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	6,118	6,424	12,542	4811	5100	9911	4425	4812	9238	79%	79%	79%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	219	209	428	101	96	197	100	95	195	46%	46%	46%	2%	2%	2%
5～9	259	246	505	188	180	367	178	171	349	72%	73%	73%	4%	4%	4%
10～14	277	263	540	212	204	416	198	190	388	77%	77%	77%	4%	4%	4%
15～19	286	272	559	228	217	445	214	203	417	80%	80%	80%	5%	4%	4%
20～24	324	307	631	258	257	515	227	227	454	80%	84%	82%	5%	5%	5%
25～29	332	312	645	258	270	528	218	231	449	78%	86%	82%	5%	5%	5%
30～34	335	317	651	254	264	518	227	239	466	76%	83%	79%	5%	5%	5%
35～39	373	357	730	271	279	549	250	262	512	73%	78%	75%	6%	5%	6%
40～44	408	394	801	295	306	600	279	294	573	72%	78%	75%	6%	6%	6%
45～49	481	466	946	334	345	679	321	337	658	69%	74%	72%	7%	7%	7%
50～54	483	472	955	370	387	757	358	379	737	77%	82%	79%	8%	8%	8%
55～59	409	406	814	324	341	665	312	335	646	79%	84%	82%	7%	7%	7%
60～64	370	376	746	303	317	620	291	311	602	82%	84%	83%	6%	6%	6%
65～69	363	381	745	298	314	612	284	307	591	82%	82%	82%	6%	6%	6%
70～74	434	484	918	327	357	684	306	347	654	75%	74%	75%	7%	7%	7%
75～79	319	391	710	322	367	689	294	353	647	101%	94%	97%	7%	7%	7%
80歳以上	445	771	1,217	469	599	1068	368	532	900	105%	78%	88%	10%	12%	11%

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

## 2. マイナンバーカードの申請環境の整備

---

# マイナンバーカード取得の円滑化の取組①

## 1. 顔認証マイナンバーカード

認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを導入。

- ⇒ ・ ご高齢者やそのご家族、福祉施設等のご意見を踏まえ、導入に向けた検討を実施し、令和5年12月15日に導入した。
- ・ 暗証番号の入力を必要とするサービス（マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付等）を利用することはできないが、**健康保険証としての利用については、顔認証や目視確認により可能となっている。**
  - ・ 交付実績：16,044枚（R6.3.31現在）

（顔認証マイナンバーカードイメージ）



## 2. 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル

高齢者や障害のある方など、マイナンバーカードの取得に課題がある方の取得促進に向け、デジタル庁、厚労省と共同で「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を令和5年8月に策定（「顔認証カード」の導入開始に合わせ、令和5年12月に改訂。）。

- ⇒ ・ 厚生労働省が実施している個別の福祉施設等に対する出張申請の希望調査の回答について、月1回、総務省から個別の市町村に提供を行っている。
- ・ **各市区町村においては、マニュアルを参考に、希望のあった施設への出張申請受付を積極的に実施いただきたい。**

# マイナンバーカード取得の円滑化の取組②

## 3. 特急発行・交付の仕組みの構築

新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む。

- ⇒ ・ 現在、J-LISにおいて関連システムの改修を行っている。
- ・ 各市区町村においては、顔写真のスキャン、顔写真撮影、インターネットへ接続できる機材の準備、事務フローの整理等、令和6年12月2日の施行に向けた準備を行っていただきたい。

## 4. 在外公館におけるカード申請受付・交付

令和元年に成立したデジタル手続法に係る附帯決議を踏まえ、国外転出者が、帰国することなく、在外公館において、マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等の手続を行えるよう、必要な規定を整備。（令和6年5月27日施行）

- ⇒ ・ 各市区町村においては、業務マニュアルやQ & Aを参考に、円滑な制度の運用にご協力をお願いしたい。

## 5. 郵便局におけるカード申請等の受付

住民が最寄りの郵便局でカード申請等の手続をできるよう郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進。市区町村が早期にサービスを開始できるよう、標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施。

- ⇒ ・ 各市区町村においては、令和7年度以降、カード・電子証明書の更新件数が大きく増加することが想定されるので、市区町村の窓口体制の強化の一つの手段として、郵便局への事務委託を積極的に検討いただきたい。

# 顔認証マイナンバーカード

## 顔認証マイナンバーカードとは

- ・ご高齢者やそのご家族、福祉施設等から、暗証番号の設定や管理に不安があることのご意見があることを踏まえ、これらの方々が安心してカードを取得し、利用できるよう、利用者証明用電子証明書の利用に係る本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカード

・令和5年12月15日(金)導入

※健康保険証としての利用を想定

## 申請方法

○対象者: 希望する者(代理人による手続も可能)

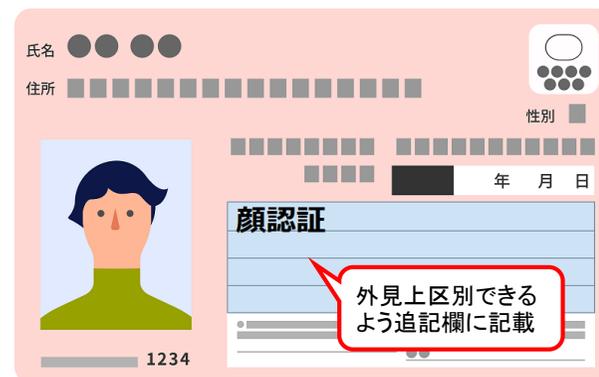
○取得の方法

市区町村の窓口 または  
出張申請 で申込

顔認証マイナンバーカード  
の交付

- ・カードの申請・交付のための手続に併せて実施
- ・カード取得済みの場合は、随時設定の切替手続を実施(即日対応)

(顔認証マイナンバーカードイメージ)



## 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

ポイント  
顔写真入りのため  
悪用は困難

## 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続などの暗証番号の入力が必要なサービス

ポイント  
暗証番号管理の  
不安が無くなる

## 【健康保険証利用登録が未登録の場合の登録方法】

- (1) 市町村窓口又は出張申請先において、本人に利用登録の希望を確認し、市町村職員による利用登録手続の同意を得て支援。
- (2) (1)以外の場合(代理交付の場合を含む)は、医療機関・薬局で登録(顔認証付きカードリーダーによる顔認証又は目視確認での登録が可能)

## マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等

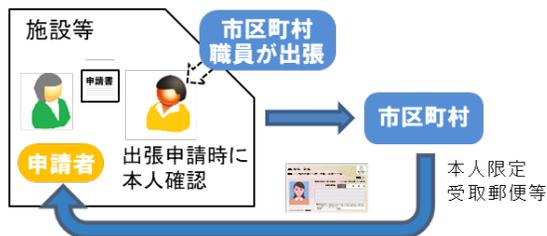
マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットや、利用するための手続、受診等するための方法、資格確認書の申請について記載。

### 顔認証マイナンバーカード（暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード）

- ・暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定したマイナンバーカード。
- ・希望する者を対象とし、カードの申請・交付のための来庁時に併せて手続を実施。代理人での手続も可能。
- ・各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスは利用できないが、医療機関・薬局の受診等には利用可能。

## 施設等に対するマイナンバーカードの取得支援策

### (1) 市区町村職員による出張申請受付



- ・市区町村職員が施設等に出向き、一括して申請を受付
- ・カードは郵送され、申請者は役所に出向かずに受け取ることができる
- ・施設等だけでなく、希望する個人宅等を訪問する方式もあり

### (2) その他のサポート

申請時

市区町村の委託事業者等が、施設や個人宅等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影等を実施する申請サポート方式もあり



交付時

この場合は、交付の際に役所に来庁が必要だが、交付申請者の来庁が困難な場合には、申請者が指定する者が本人に代わって交付を受けることができる

※申請時・交付時のサポートは、施設等の職員が行うこともできる。また、施設等の職員が行う当該サポートに対して市区町村が助成を行う場合は、国の補助金の対象となる。

## マイナンバーカードの管理方法等

- ・施設入所者ご本人が管理する場合、紛失に注意いただいた上でカードを管理。  
（本人の同意を得て、家族が管理することも可能）
- ・本人管理が基本だが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することもできる。

（参考）施設側での管理方法について

- ・紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管する
- ・管理の記録をつける
- ・職員のうち管理を行う者の範囲を定める など



# マイナンバーカードの特急発行・交付について

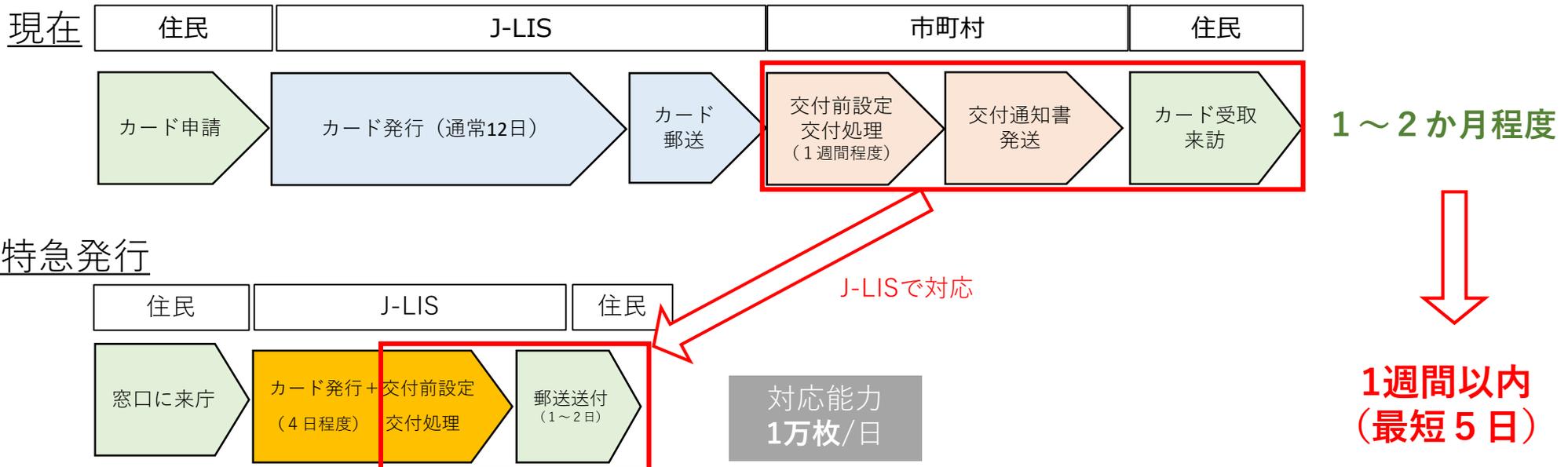
- 現在1～2か月程度要している申請から住民にカードが届くまでの期間について、乳児（満1歳未満）、紛失等による再交付、海外からの転入者、追記欄満欄等本人の意思によらずカードが使えなくなったケースなど、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に特急発行・交付の仕組みを創設し、**1週間以内（最短5日）に短縮**。

**処理期間：1週間以内（最短5日）**

**対応能力：360万枚/年**

**（乳児（満1歳未満）、紛失等による再交付、海外からの転入者、追記欄満欄等本人の意思によらずカードが使えなくなったケースなど（今後、政令で定める予定））**

- 申請時に来庁して本人確認を行い、カードを郵送送付する**特急発行の特別な措置**として、通常**市町村が行っているカードの有効化等の作業（交付前設定及び交付処理）**をJ-LISが行い、住民に直接カードを送付。



### **3. 郵便局を活用したマイナンバーカードの普及等**

---

# 郵便局を活用したマイナンバーカードの交付

## 背景

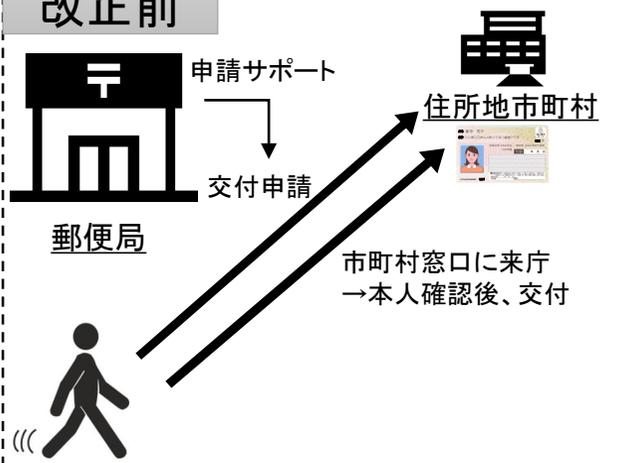
- 今後、マイナンバーカード(電子証明書を含む)の更新需要が急増する見込みであることを受け、カードの交付申請の受付や電子証明書の発行・更新申請の受付等を実施できる場所の拡充が必要  
※電子証明書の更新需要は令和7年度に急増する見込み
- 現在、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しているが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能に

## 郵便局事務取扱法の一部改正

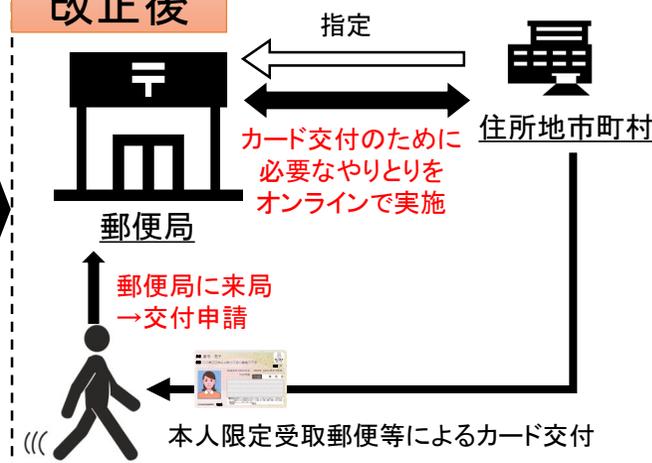
施行期日：公布日施行(令和5年6月9日(金))

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。

### 改正前



### 改正後



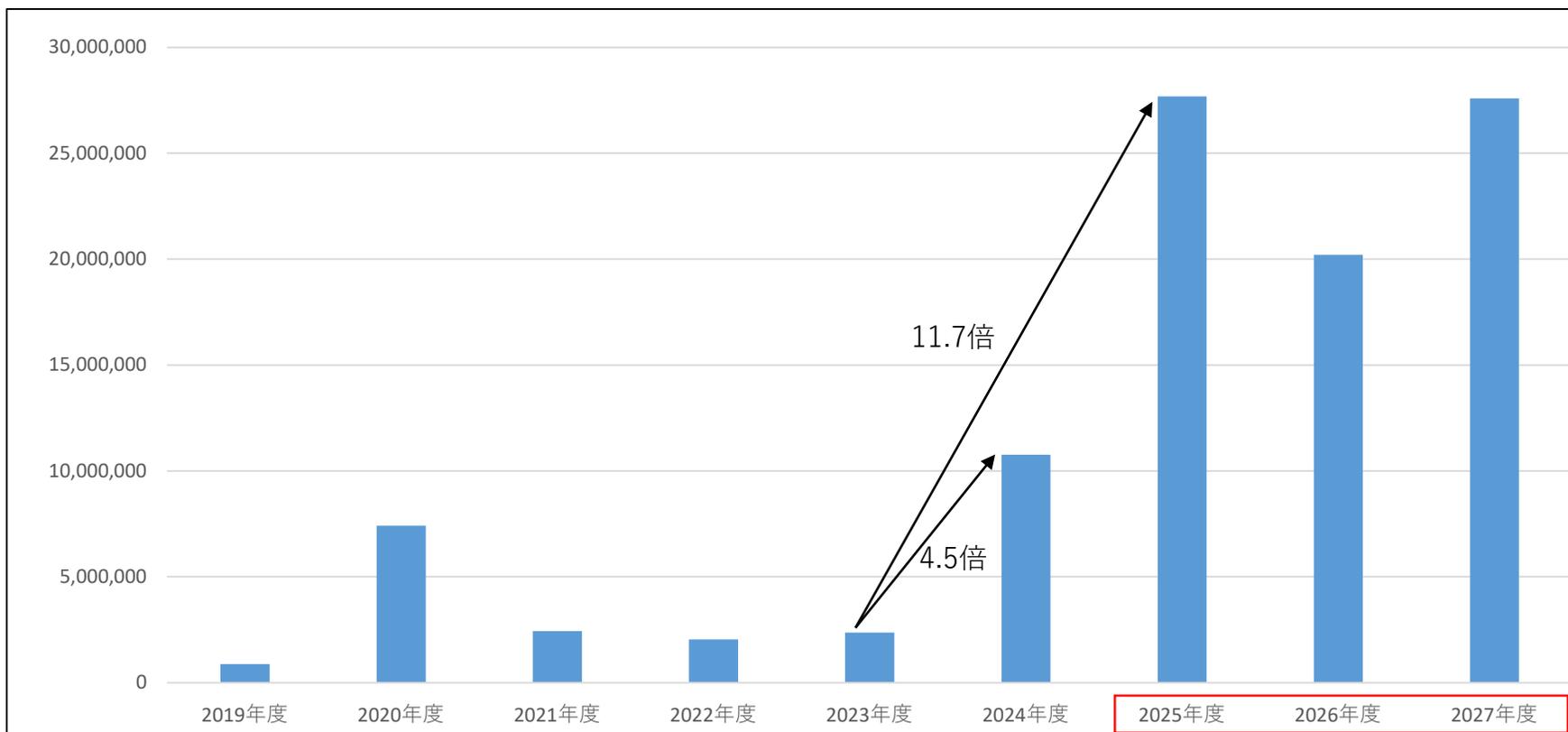
### 制度改正の狙い

- 国民の利便性向上  
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減
- 行政運営の効率化  
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

# 電子証明書の更新必要件数（全国・想定）

(件)

年度	更新必要件数	年度	更新必要件数
2016年度	-	2022年度	2,045,174
2017年度	-	2023年度	2,368,824
2018年度	-	2024年度	10,762,266
2019年度	875,433	2025年度	27,686,936
2020年度	7,406,803	2026年度	20,202,216
2021年度	2,437,880	2027年度	27,593,847





## **4. マイナンバーカードの取得に課題がある方への対応の徹底について**

---

# 交付申請時にやむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方への対応について

- マイナンバーカードの交付申請時に添付する交付申請者の写真については無帽、正面、無背景が原則となっているが、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方については、以下の対応をしていただくことで使用を認めているところ、令和5年3月29日に具体的な例も示しつつ、自治体に対し再度周知を行った。

## 1 対応方法

### ① オンラインによる申請

マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、具体的な理由とともに交付申請者の申請書IDを伝える。

### ② 郵送による申請

交付申請書の表面の氏名欄に、具体的な理由を記載して、交付申請書を送付する。

### ③ 窓口による申請

市区町村から機構の住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスク（0570-666-535）に、具体的な理由とともに交付申請者の申請書IDを連絡する。

※写真が暗い、トリミングができない等の場合や、写真以外の理由で申請が不備となる場合があることにご留意ください。

## 2. 使用可能な写真として認められる場合の参考例（以下の場合以外でも、使用可能となる場合あり。）

### ① 宗教上の理由の場合

ターバン、ヒジャブ等を着用しているが、顔の器官が判断できる場合（ただし、宗教上の服装と判断できないものは除く）

### ② 医療上の理由の場合

医療器具※と判断できる場合

※ 車椅子、ペースメーカー、首や鼻等に装着しているチューブ、ベッドや布団（寝たきりの場合）、眼帯、ガーゼ、絆創膏等

### ③ 乳幼児の場合

口を開けている、舌を出している、人の手または物体が写りこんでいるが顔の器官すべてが確認できる、よだれ・涙・食べかすが付いている場合

### ④ 障がいのある方の場合

事故や顔面麻痺等による顔の歪み等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障がいを理由に日常的に眼帯、サングラス、ガーゼ、絆創膏等を着用している場合

### ⑤ 寝たきりの方の場合

枕やシーツ等が写りこんでいる場合

# マイナンバーカードの取得に課題のある方への対応について①

## 申請者の意思確認、申請者への配慮

○令和5年12月12日付け総行マ第145号「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの改訂について」

2 マイナンバーカードを申請する意思の丁寧な確認について

マイナンバーカードは、本人の意思により申請していただくものですが、申請者の中には障がい等により、意思表示が困難な方もおられます。**そういった方には、介助者や市区町村職員により必要な説明をしつつ、申請者本人の意思を丁寧に確認しながら、個別に申請や交付を支援いただくようお願いいたします。**

なお、意思表示に当たって、交付申請書や交付通知書兼回答書、代理交付の際の委任状への**自署が困難な場合には、介助者や市区町村職員が代筆の上、申請者本人が押印したもの等についても有効なものとして認められます。**

3 マイナンバーカードの取得に支援が必要な方のマイナンバーカード申請に係る配慮について

**マイナンバーカードの取得に支援が必要な方の申請・交付に当たっては、その方の状態に応じ、例えば、以下のような配慮をお願いいたします。**

- ・視覚障がいのある交付申請者に向けた出張申請受付の広報については、音声版広報を作成する。
- ・高齢のためサポートが必要な方や、聴覚障がいのある方、知的・発達障がいのある方等に申請いただく際に、職員が確認したい事項がある場合、確認事項を大きく記載した紙を提示する。また、写真撮影を行う場合には、大きなイラスト等を使用して説明を行う。
- ・知的・発達障がいのある方等、暗証番号の検討に時間を要する方が暗証番号を設定に当たり、職員がサポートする場合には、大きくアルファベットや数字を記載した紙を活用して指し示していただきながら設定していただくなど、丁寧に対応する。

## 他市区町村の住民に係る出張申請受付

○令和5年8月7日付け総行マ第105号「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」

2 他の市区町村の住民の出張申請受付について

出張申請受付においては、出張した職員が所属する市区町村以外の市区町村の住民であっても、出張申請受付を行った市区町村を経由して交付申請書の提出を行うことができ、この場合、住所地市区町村は郵送でマイナンバーカードを交付することが可能とされています。

ついては、福祉施設等へのお出張申請受付を実施する市区町村は、**自団体の住民に限らず、他の市区町村の住民についても、本人確認書類の提示を受け、本人確認を行い、申請を受け付けていただきますよう、ご検討をお願いします。**

# マイナンバーカードの取得に課題のある方への対応について②

## 暗証番号の設定

### ○令和3年6月30日付け事務連絡「知的・発達障害者に対してマイナンバーカードを交付する際の留意事項について」

知的・発達障害のある交付申請者が、マイナンバーカードの交付のため出頭したところ、十分なサポートや説明が受けられず、暗証番号の設定ができなかったことから、マイナンバーカードの交付を受けられなかったという事態が生じているとの報告があったことから下記の対応を行って頂くこと。

- 1 知的・発達障害者は、暗証番号の検討に時間を要することがあることから、暗証番号の入力の前に暗証番号を考えていただく時間を設けることや、暗証番号の設定についてイラスト等を用いた簡潔な説明用紙を作成すること、ゆっくり説明することなど丁寧に対応すること。
- 2 交付申請者が保佐開始又は補助開始の審判を受けていること（すなわち被保佐人又は被補助人であること）が確認された場合でも、被保佐人及び被補助人については民法に定める特定の行為を除き、単独で法律行為を行うことが可能であり、本人の意思確認を行った上で、直接、マイナンバーカードの交付を行うことは可能であることから、1のとおり丁寧な対応や説明を行うこと。
- 3 **丁寧に説明を行ったとしても、交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも差し支えないこと。**

## 視覚障害者への対応

### ○平成28年1月15日付け事務連絡「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」

視覚障害を有する者への対応については、下記に留意の上、対応を行って頂くこと。

- 1 **視覚障害を有する方から個人番号の代読の要請があった場合には、代読を行う地方公共団体の職員その他の補助者に対して当該視覚障害を有する方が行う個人番号が記載された書類の提示及び補助者による個人番号の代読については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条に規定されている特定個人情報の提供には当たらないものと考えられることから、適切に対応すること。**ただし、代読した個人番号について、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するためではなく、メモをとったり、録音をしたりすることにより収集又は保管することは、同法第20条に規定されている収集等の制限に抵触する可能性があることに留意されたい。
- 2 **個人番号の記載を求めることになる各種申請等において、視覚障害を有する方が個人番号を自ら記載することができない場合には、持参している通知カードや個人番号カードに記載された個人番号を代筆するなど適切に対応すること。**また、こうした対応が難しい場合には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。
- 3 個人番号等の代読や点字シールの配布等に関する要望については、積極的に障害福祉担当課と通知カード・個人番号カード担当課との間で協力の上、対応すること。20

# マイナンバーカードの取得に課題のある方への対応について③

## 交付申請書等の自署欄への点字による記載の取り扱いについて

### ○平成28年11月1日付け総行住第208号「個人番号カードの交付申請書等の自署欄への点字による記載の取扱いについて」

マイナンバーカードの交付申請書等には、申請者自身の申請意思及び申請内容を確認するための自署欄が設けられており、自署欄への署名又は記名押印が必要となっているところ、点字による記載のあるものについて、下記のとおり取扱うこと。

- 1 交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として取扱い、併せて押印があれば有効な申請として受け付けること。

マイナンバーカードの交付申請書には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（以下「カード省令」という。）（平成26年総務省令第85号）第20条の規定より「署名又は記名押印」が必要となる。点字は筆跡鑑定が出来ず本人性の確認ができないことから、署名とするのは困難である。一方、記名には明確な定義はないものの、申請受付者において確認できる文字であるか否かが記名として認められるかを判断するにあたり重要であるところ、マイナンバーカードの申請受付は、カード省令第35条に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が、全市区町村からの委任を受けて、一括して行っていることに鑑み、J-LISの審査体制を強化することにより、点字を記名として認め、点字審査を実施することとする。

- 2 交付通知書兼回答書の自署欄に記載された点字についても記名として取扱い、併せて押印があれば有効として認めること。

**交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として認めることを踏まえ、交付通知書兼回答書の自署欄に記載された点字についても、同様に記名として認める。**

**一方、「交付通知書兼回答書」における「署名又は記名押印」は、市区町村の窓口における審査体制が一律ではないことから、市区町村の窓口における点字審査が困難な場合においては、口頭での意思確認、代筆による措置等により対応することとして差し支えない。**

- 3 以下について留意すること。

- ・ **マイナンバーカードの交付申請書の自署については、交付通知書兼回答書と同じく、介助者及び職員等の代筆の上、本人が押印したのものについても、これまで通り有効なものとして認められること。**
- ・ **点字自体は正しい表記であるが記載位置が自署欄外にある場合については、それのみで不備扱いとはしないこと。**
- ・ 「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」（平成28年1月15日付け事務連絡）について、改めて内容を確認の上、十分に配慮し、引き続き適切に対応すること。

## マイナンバー総合フリーダイヤル

- ・マイナンバー、マイナンバーカードに係るお問合せについては、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）を利用することができることを住民向けにあらためて周知願いたい。

# マイナンバーカードの代理交付について

## ○概要

マイナンバーカードは、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により役場に出向くことが困難であると認められるときに、代理人に対して交付することができる。

＜病気、身体の障害のほか、やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる者の例＞

- |              |                    |                       |
|--------------|--------------------|-----------------------|
| ・施設入所者       | ・成年被後見人、被保佐人及び被補助人 | ・長期(国内外)出張者、長期に航行する船員 |
| ・要介護・要支援認定者  | ・いわゆるひきこもり状態にある者   | など(仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の  |
| ・身体以外の障害のある方 | ・中学生、小学生及び未就学児     | 客観的状況に照らして来庁が困難であると認  |
| ・長期入院者、病気の方  | ・高校生・高専生           | められる者)、海外留学している者      |
| ・75歳以上の高齢者   | ・妊婦                |                       |

## ○代理人の要件

代理交付を受けるのは、交付申請者が指定する方なら誰でも可。

## ○代理人に対して交付する際の必要書類

代理交付の場合は、申請者本人の場合の必要書類に加え、「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」や「代理人の本人確認書類」が必要となる。

＜交付申請者が障害者である場合の書類の例＞

- ・交付通知書(交付通知書 兼 照会書) ※回答書、暗証番号設定依頼書も含まれる
- ・交付申請者の本人確認書類(障害者手帳、各種年金証書等)
- ・通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- ・住民基本台帳カード(住基カード) ※お持ちの方のみ
- ・交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料(障害者手帳で確認可)
- ・代理人の代理権を証明する書類(委任状(交付通知書に記載))
- ・代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

# 代理交付の要件及び疎明資料の見直しについて

・マイナンバーカードは、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により役場に出向くことが困難であると認められるときに、代理人に対して交付することができるが、その際、出向くことが困難であることを疎明する資料（疎明資料）の提示を求めている。（見直し内容）

1. 「やむを得ない理由」に該当するケースを従来より幅広く拡充・明確化
2. 疎明資料について緩和・実質不要化
  - ① やむを得ない理由に該当することが推定される場合は、疎明資料を実質不要化
  - ② 疎明資料を必要とする場合についても、入手が容易・費用がかからないもので可とし、明示

令和5年3月31日に  
事務処理要領を改正済

やむを得ない理由			疎明資料	
ケース	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後(事務処理要領に追記)
成年被後見人	×	○	—	実質不要(代理権を証する書類で確認可能)
被保佐人、被補助人	×	○	—	実質不要(代理権を証する書類で確認可能)
中学生、小学生 (未就学児)	×	○	—	実質不要(本人確認書類で確認可能)
75歳以上の高齢者	×	○	—	実質不要(本人確認書類で確認可能) (委任状に外出困難である旨の記載があれば可とする)
長期入院者	○	○	診断書 (運用で領収書を容認)	入院診療計画書、領収書、診療明細書、 <b>病院長が作成する顔写真証明書</b>
障害者	△ (身体のみ)	○	障害者手帳	<b>障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証</b>
施設入居者	○	○	入所証明書類	<b>施設長が作成する顔写真証明書</b>
要介護・要支援 認定者	△	○	(運用で介護保険被保険者 証を容認)	<b>介護保険被保険者証、認定結果通知書、 ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書</b>
妊婦	×	○	—	<b>母子健康手帳</b> 、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
海外留学	△	○	(運用で査証のコピー等を容認)	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	×	○	—	<b>学生証、在学証明書</b>
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者 ※8月に追加で改訂	×	○	—	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、 <b>相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書</b>

## 5. マイナンバーカードの利活用

---

# マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

## 健康保険証としての利用



- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や診療/薬剤情報の閲覧等も可能

## コンビニ交付サービス



- 身近なコンビニで住民票の写しや戸籍証明書、印鑑登録証など各種証明書が取得可能
- 郵便局においてもサービス拡大中 (R6.5.1 対象人口：11,910万人)

## スマホ用電子証明書



- スマホだけで、様々なカード関連サービスの利用や申込が可能に
- ※現在、マイナポータル、コンビニでの証明書交付サービスが利用可能。健康保険証への利用など、順次対応サービスを拡大

## 民間サービスにおいても活用可能

- オンラインでの本人確認が可能となり、手続きがスムーズに
- キャッシュレスサービスにおける銀行口座との連携、証券口座開設、住宅ローン契約等がオンラインで可能 (R6.4.25現在、民間事業者544社がサービスを提供)

## 各種カードや資格証との一体化

- 運転免許証 (～R7.3までに実現)
- 在留カード
- 国家公務員、地方公務員の職員証
- 民間企業の社員証 など

## マイナポータルの活用



- 子育て関連手続きの申請等をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報 (世帯情報・税・社会保障等) の確認が可能

## 自治体におけるマイナンバーカードの利活用事例

### ○地域の診察券の共通化 (宿毛市)

- ▶ 地域医療情報ネットワーク(はたまるねっと)とマイナンバーカードを連携することで、ネットワークに参加している施設共通の診察券として利用可能に。自身の医療情報の開示カードとしても利用可能
- ▶ 災害時には、マイナンバーカードを避難所での安否登録、確認カードとして利用

### ○病院診察券との一体化 (複数団体)

- ▶ 事前申込により、マイナンバーカードを市民病院の診察券として利用

### ○避難所受付における利用 (複数団体)

- ▶ 災害時に、避難所の受付にマイナンバーカードを利用するシステムを構築
- ▶ 手書きで名簿を作成する必要がなくなり、効率的かつ的確な安否確認を実現

### ○地域公共交通における利用 (前橋市)

- 事業①
- ▶ マイナンバーカードをタッチして割引運賃を適用する仕組みを、移動困難者へのタクシー支援で活用
- 事業②
- ▶ 交通系ICカードとマイナンバーカードを紐付けると、デマンド交通が割安な運賃で利用可能



交通系ICカードとマイナンバーカードを紐付けた利用イメージ

### ○電子母子手帳サービス (複数団体)

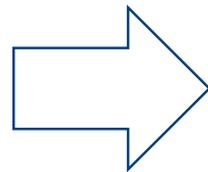
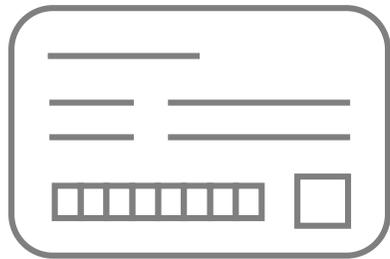
- ▶ 母子健康手帳の情報をスマートフォンやPCで閲覧できるアプリサービス。マイナンバーカードを使用して利用者登録をすることで乳幼児健診データ、予防接種データを連携。
- ▶ 予防接種や定期検診のスケジュール等をプッシュ通知でお知らせすることが可能

### その他、様々なサービスでマイナンバーカードの利活用が拡充

- 図書館カード
- 印鑑登録証 など

# 健康保険証からマイナ保険証への移行について

健康保険証



マイナンバーカード



**「マイナ保険証」**  
～マイナンバーカードを  
健康保険証として登録する～

■利用登録の方法

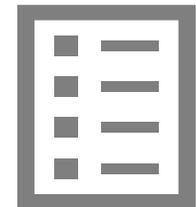
- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

**12/2より発行終了（廃止）**

\*ただし、発行済み保険証は  
最大1年間有効

- ・マイナンバーカードを  
お持ちでない方
- ・マイナ保険証の  
利用登録をしない方

資格確認書



# 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備について

## <背景>

○運転免許証について、令和6年度(2024年度)末にマイナンバーカードとの一体化が開始されることを踏まえた制度整備が必要(「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定))

○令和4年通常国会において成立(道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号))

○2024年度(令和6年度)末までの少しでも早い時期に、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化を開始する。(「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定))

## (1) 一体化の方法等

- ・ 免許を受けようとする者や免許証を所持する者から申出があれば、免許センター等において、運転免許に係る情報を個人番号カード(マイナンバーカード)に記録
- ・ 本人の希望に応じ、免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを所持することも、同カードと免許証の両方を所持することも可能
- ・ 自動車等を運転するときは、免許証又は免許情報が記録されたマイナンバーカードのいずれかを携帯することが必要

## (2) 住所変更手続等のワンストップ化

- ・ 免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを所持する者は、転居等の際にマイナンバーカードの住所等を変更すれば、警察への届出を要しない

## 一体化のイメージ

### 【マイナンバーカードの情報】

氏名、生年月日、住所、性別、有効期間、マイナンバー、電子証明書等

※ 免許情報は、**マイナンバー等が記録されている領域とは区分された領域**に記録(警察は免許情報ののみを読み取ることができる)



### 【運転免許証の情報】

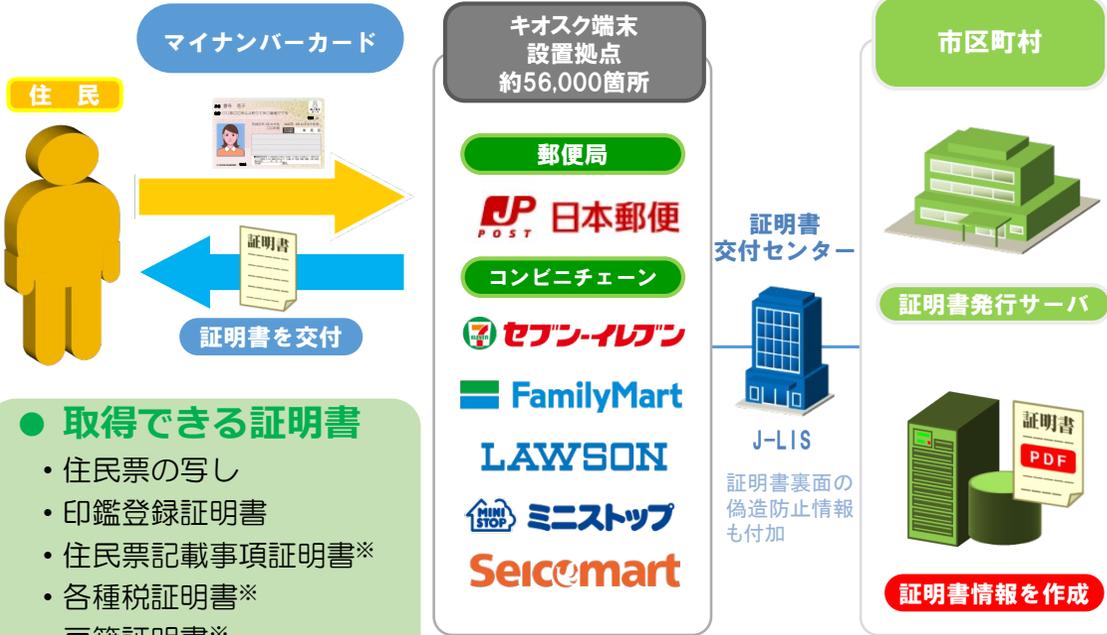
氏名、生年月日、住所、有効期間、免許の種類、条件、免許証番号等

※ 記録する免許情報の内容は、マイナンバーカードのICチップの容量も踏まえ検討中

# 郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスについて

## 対象人口

	導入団体	対象人口
令和6年4月1日時点	1,290	11,907万人
令和6年度末見込み	1,291	11,910万人



- 取得できる証明書**
- 住民票の写し
  - 印鑑登録証明書
  - 住民票記載事項証明書\*
  - 各種税証明書\*
  - 戸籍証明書\*
  - 戸籍の附票の写し\*
  - 罹災証明書\*
- ※対応しない市町村もあり。

## 年度別交付通数

種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民票	1,273,482	1,773,227	2,386,613	4,100,191	7,078,939	10,572,144	15,300,255
住記載	14,418	22,577	31,693	51,625	96,150	161,022	248,266
印鑑	1,086,277	1,436,862	1,862,637	2,984,766	4,795,784	7,028,049	10,687,836
税	175,996	255,328	338,597	530,124	976,462	1,474,902	2,145,996
戸籍	112,206	192,234	300,519	493,285	940,863	1,734,345	3,288,046
附票	11,869	17,575	27,324	44,523	84,913	135,658	225,416
合計	2,674,248	3,697,803	4,947,383	8,204,514	13,973,111	21,106,120	31,895,815

## 導入のメリット

- 住民の利便性向上
- 窓口業務の負担軽減
- 証明書交付事務コストの低減

**いつでも** 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日も対応

**どこでも** 全国の約56,000店舗で交付を受けられる

※コンビニ設置端末に限る

※ 令和5年度の数値は、令和6年4月1日時点のもの

# マイナンバーカードの空き領域に搭載したカードAPでできること

○ マイナンバーカードの空き領域に個人番号カードアプリケーション(カードAP)を搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになります。

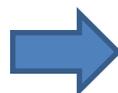
## 【カードAPのメリット】

- ・マイナンバーカードを使用するため、新規のカード作成は不要。
- ・国際規格に準拠したセキュリティの高いマイナンバーカードを利用。
- ・複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる
- ・カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる。

## <マイナンバーカードに搭載したカードAPの活用で変わる事>



病院で、それぞれの病院の診察券を発行  
住民は受診の際に保険証と診察券を両方持って行く



診察券を何種類も持つ必要はなくなり、マイナンバーカード1枚で受診が可能  
自身の医療情報の開示ができる



公共交通等の運賃助成券の郵送や利用後の管理や清算が負担  
住民の助成券紛失や不正利用のリスクあり



助成券紛失のリスク軽減、利用時の本人確認精度向上  
紙の助成券の発行が不要となることで、自治体の郵送費や清算等の事務負担が軽減



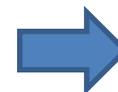
避難所の受付や選挙投票所の受付票を紙・手書きで作成・管理するため、紛失や誤記載のリスク、統合作業の手間が発生する



受付時間の短縮、自治体の受付作業の効率化、アナログな管理による間違い予防ができる  
避難所がオフラインの時でも利用可能



顔写真付きの職員証を手作業で作成・交付する



マイナンバーカードをそのまま顔写真付き職員証として使うことができる。出退勤管理や、パソコンやプリンターの認証にも使うことができる。



図書館カードの作成・交付が必要  
住民は図書館カードを毎回持って行く必要あり



図書館カードを別途発行したり、持参する必要がなくなる。

カードAPの活用により、マイナンバーカードの利活用の拡充と自治体の事務効率化の両方を実現

